

## 資金運用規程

### (目的)

第1条 公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）の資金運用は定款第39条の定めに基づき、この「資金運用規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

### (適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本会の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

### (運用の基本原則)

第3条 本会の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

### (資金運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

### (資金運用の対象)

第5条 第2条に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

3 前項にかかわらず、理事会がこの規程第4条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前2項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

### (理事会への報告)

第6条 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。

(会長の職務)

第 7 条 会長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

2 会長は資金運用執行責任者を監督し、隨時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第 12 条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。

4 資金運用担当者は、第 1 項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について隨時報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。

(平成 24 年 6 月 22 日理事会議決)

2 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)